

茨木市産業活性化プロジェクト促進事業補助要綱（現行兼新旧対照）

（目的）

第1 この要綱は、市内で事業を営むものが実施する市内産業の活性化につながる事業に対し、市が補助金を交付することにより、民間の主体的な取組を促進し、もって市内産業の振興及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

（補助対象事業）

第2 補助対象事業は、第3に規定する補助対象者が実施する次に掲げる事業とする。

- (1) 認知度向上事業（事業者及び当該事業者が取り扱う商品等の認知度を高め、販売促進に資するための事業をいう。以下同じ。）
- (2) ふるさと納税返礼品・新商品企画開発支援事業（地方税法（昭和25年7月31日）第37条の2第2項及び第314条の7第2項に規定する返礼品等（以下「ふるさと納税返礼品」という。）の開発・改良等に係る事業であり、地場産業の振興に寄与する事業をいう。以下同じ。）

2 前項に規定する各事業は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 第4に規定する補助対象経費の総額が200,000円以上であること。
- (2) 事業の実施年度において、この要綱による補助金以外に市の補助金の交付を受けていないこと。
- (3) 茨木市地域魅力アップイベント創出育成事業補助要綱（平成28年4月1日実施）に基づく補助金の交付を受けたことがないこと。
- (4) 公序良俗に反する事業ではないこと。

3 認知度向上事業は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 特定の事業者の利益の増進に限定される事業でないこと。
- (2) 同一年度内に同一事業を複数回実施し、一連の事業として申請する場合は、1回の実施に係る第4に規定する補助対象経費の総額が200,000円以上であること。

4 ふるさと納税返礼品・新商品企画開発支援事業は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) ふるさと納税返礼品については、特例控除対象寄附金の対象となる都道府県等の指定に係る基準等（平成31年4月1日号外総務省告示第179条第5条）に定める基準を満たすものであること。
- (2) ふるさと納税返礼品の開発等そのものを外注又は委託し、企画だけを行

う事業ではないこと。

- (3) 市のふるさと納税返礼品への登録を前提とした商品（サービス含む。）を新たに開発・改良する事業であること。

（補助対象者）

第3 第2第1項に規定する各事業の補助対象者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 政治又は宗教的活動を目的としない団体であること。
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。））、暴力団の統制下にある団体又は暴力団の構成員の統制下にある団体でないこと。

2 認知度向上事業の補助対象者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる中小企業者のうち、市内に事業所を有するもの（次号において「市内中小企業者」という。）
- (2) 2人以上の市内中小企業者の経営者を含む5人以上の者で構成される団体（定款、規約、会則等による運営がなされているものに限る。以下「補助対象団体」という。）

3 ふるさと納税返礼品・新商品企画開発支援事業の補助対象者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に本店、支店、事業所または自社の工場や作業場、農園等のいずれかを有するもの。
- (2) 市税の滞納がないこと。

（補助対象経費）

第4 補助対象経費は、第2第1項各号のいずれかに該当する事業に要する経費のうち、市長が別に定める要領（第6において「要領」という。）に規定する経費（補助金の交付を受けるものが消費税等の課税事業者の場合は消費税等を除く。）とする。

（補助金額及び補助回数）

第5 補助額は、次に掲げる額のうちいずれか少ない額を上限として市長が別に定める額とする。

- (1) 補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額
- (2) 補助対象経費の合計額から収入（この要綱による補助金以外の補助金（第4に規定する補助対象経費に係るものに限る。））、参加費、協賛金等

をいう。)を減じて得た額

(3) 500,000円

- 2 前項の補助額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 3 この要綱による同一事業に対する補助の回数は、合計3回を限度とする。
- 4 前項の規定において、事業名称等が異なる場合でも、実質的に同一事業と認められる場合、同一事業とみなすものとする。
- 5 この要綱による同一年度における1補助対象者に対する補助の回数は、1回を限度とする。
- 6 前項の規定において、補助対象団体の名称が異なる場合でも、代表者が同一人物または構成員の2分の1以上が同一の場合は、同一団体とみなすものとする。

(募集)

第6 市長は、補助対象事業の募集に当たっては、事業の実施期間、審査の方法及びその基準その他募集に関し必要な事項について要領に規定し、あらかじめ公表するものとする。

(補助金の交付申請)

第7 補助金の交付を受けようとするものは、茨木市産業活性化プロジェクト促進事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に申請しなければならない。ただし、第7号に規定する書類についてはふるさと納税返礼品・新商品企画開発支援事業のみとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 補助対象者の概要が分かる書類
- (4) 補助対象者の定款、規約、会則等の写し
- (5) 前年度の活動実績がある場合にあっては、その決算の内容が分かる書類の写し
- (6) 補助対象者の活動内容が分かる書類
- (7) 市税の納税証明書
- (8) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8 市長は、第7の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて予算の範囲内において補助金を決定し、申請者に対し茨木市産業活性化プロジェクト促進事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知する。

- 2 前項の規定による審査により、補助金の不交付を決定したときは、申請者に対し、茨木市産業活性化プロジェクト促進事業補助金不交付決定通知書(様式第3号)により通知する。

3 市長は、第1項の規定による決定に当たり、茨木市附属機関設置条例（平成25年茨木市条例第5号）第2条の規定により設置された茨木市産業振興アクションプラン推進委員会（第9第3項及び第10第2項において「推進委員会」という。）の意見を聴くものとする。

（変更又は中止の申請）

第9 補助金の交付を申請したものは、補助金の交付決定通知後において、当該事業計画の内容を変更し、又は当該事業を中止しようとするときは、第7に準じて茨木市産業活性化プロジェクト促進事業補助金交付変更（中止）承認申請書（様式第4号）を提出して市長の承認を受けなければならない。ただし、市長が軽微な変更と認めるときは、この限りでない。

2 前項の規定による変更又は中止の承認申請があった場合、市長は第8第1項に準じて決定の内容を変更し、茨木市産業活性化プロジェクト促進事業補助金変更（中止）承認通知書（様式第5号）により申請者に通知する。

3 市長は、前項の変更に当たり、必要に応じて、推進委員会の意見を聴くものとする。

（実績報告）

第10 補助金の交付の決定を受けたものは、事業終了後、茨木市産業活性化プロジェクト促進事業補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に提出しなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による実績報告があったときは、必要に応じて、推進委員会の意見を聴くものとする。

（補助金額の確定等）

第11 市長は、第10の実績報告書の提出があったときは、報告書の内容を審査するほか、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、茨木市産業活性化プロジェクト促進事業補助金確定通知書（様式第7号）により報告書を提出したものに通知する。

（補助金の交付請求）

第12 第11の補助金確定通知書を受けたものは、茨木市産業活性化プロジェクト促進事業補助金交付請求書（様式第8号）を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。ただし、市長が必要と認めるものについては、補助金の交付決定後、茨木市産業活性化プロジェクト促進事業補助金概算払請求書（様式第9号）により概算払の請求をすることができる。

（補助金の交付）

第13 市長は、第12の規定による補助金の交付請求を受け付け、審査の上、適

当と認めたときは、当該請求者に補助金を交付する。

(補助金の精算)

第14 第11の補助金確定通知書を受けたもののうち、第12ただし書の規定による概算払の請求により補助金の交付を受けたものは、当該補助金について、精算の手続を行わなければならない。この場合において、その確定額と既に受けた概算額に過不足があるときは、指定された期日までに茨木市産業活性化プロジェクト促進事業補助金精算追加分交付請求書(様式第10号)により不足額を請求し、又は超過額を返還しなければならない。

(立入検査)

第15 市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、その職員に、補助対象の施設若しくは事務所に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

(帳簿等の整備)

第16 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかななければならない。

2 補助金の交付を受けたものは、市長から前項の帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

(書類の保存)

第17 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業の施行に関する書類及び帳簿等を、当該補助事業が終了した年度の翌年度から起算して10年間保存しなければならない。

(補助の取消し等)

第18 市長は、補助金の交付を受けるものあるいは受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。
- (3) 市長の承認を受けずに事業を変更し、若しくは中止し、又は事業の遂行の見込みがないとき。
- (4) 当該事業支出額が予算額に比べて減少したとき。
- (5) その他市長が不相当と認めたとき。

(市長の指示)

第19 市長は、補助金の使用について、必要な指示をすることができる。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から実施する。

(準備行為)

- 2 この要綱の実施前に準備行為として行った第6に規定する補助対象事業の募集その他この要綱を実施するために必要な準備行為は、この要綱の相当規定によって行ったものとみなす。

(令和5年3月31日までの間における特例)

- 3 令和4年度に実施した補助対象事業のうち、イベント（不特定多数に向けて集客する催し）については、第5第1項の規定の適用については、次のとおりとする。この場合において、第3項の規定は適用しないものとする。

「補助額は、次に掲げる区分ごとに得た額とする。

区分	補助額
事業の実施に要する経費（通常分）	次に掲げる額のいずれか少ない額 (1) 補助の対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額 (2) 補助の対象経費の合計額から収入（この要綱による補助金以外の補助金（第4に規定する補助の対象経費に係るものに限る。）、参加費、協賛金をいう。）を減じて得た額 (3) 500,000円
事業の実施にあたり感染対策に要する経費（感染対策分）	次に掲げる額のいずれか少ない額 (1) 補助の対象経費の合計額 (2) 250,000円

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から実施する。

(準備行為)

- 2 この要綱の実施前に準備行為として行った第6に規定する補助対象事業の募集その他この要綱を実施するために必要な準備行為は、この要綱の相当規定によって行ったものとみなす。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市産業活性化プロジェクト促進事業補助要綱によって定められていた様式による用紙がある場合に

は、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和3年6月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市産業活性化プロジェクト促進事業補助要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から実施する。

(準備行為)

2 この要綱の実施前に準備行為として行った第6に規定する補助対象事業の募集その他この要綱を実施するために必要な準備行為は、この要綱の相当規定によって行ったものとみなす。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

(準備行為)

2 この要綱の実施前に準備行為として行った第6に規定する補助対象事業の募集その他この要綱を実施するために必要な準備行為は、この要綱の相当規定によって行ったものとみなす。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から実施する。

(準備行為)

2 この要綱の実施前に準備行為として行った第6に規定する補助対象事業の募集その他この要綱を実施するために必要な準備行為は、この要綱の相当規定によって行ったものとみなす。

(経過措置)

3 改正後の第17の規定は、令和8年4月1日以後に交付申請がなされる補助金に係る書類について適用し、同日前に交付申請がなされた補助金に係る書類については、なお従前の例による。